

# 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育総務課

## 1 改正の理由及び内容

教育委員会事務局の組織改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行う。

- (1) 教育委員会における企画調整機能を発揮し、一層の教育改革を推進していくため、「教育総務課」を「教育政策課」に改称する。
- (2) いじめ、不登校等への対策や知事部局との連携を強化していくため、「心の支援室」を「心の支援課」に再編する。

## 2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条中「教育総務課」を「教育政策課」に、「教学指導課」を「教学指導課  
心の支援課」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「教育総務課」を「教育政策課」に改める。  
第12条を削る。

第11条第1号中「第17条第5項第3号」を「第17条第4項第3号」に改め、第2章第1節中同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を削り、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（心の支援課）

第9条 心の支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権教育及び道徳教育に関すること。
- (2) 幼児教育に関すること。
- (3) 学校生活に関する相談及び支援に関すること。
- (4) 生徒指導に関すること。

第7条第1項第1号中「特別支援教育課」の次に「心の支援課」を加え、同条第2項を削り、同条を第8条とし、第6条の2を第7条とする。

別表第7中

「

|      |    |                      |
|------|----|----------------------|
| 課又は室 | 課長 | 課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督 |
|      | 室長 |                      |

を

」

「

|   |    |                  |
|---|----|------------------|
| 課 | 課長 | 課務の掌理及び所属職員の指揮監督 |
|---|----|------------------|

に改め、

」

「又は室長」を削り、「又は室務の整理」を「の整理」に、「第19条第3項」を「第18条第3項」に、「教育総務課」を「教育政策課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正）
- 2 教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和32年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「

「

第2条第1項の表中 | 教育総務課 | を | 教育政策課 | に改める。

」

」

## 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第17条第2項</u>及び第33条第1項の規定により、長野県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）の組織について定めるものとする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。<br/> <u>教育政策課</u><br/>                     (略)<br/>                     教学指導課<br/> <u>心の支援課</u><br/>                     文化財・生涯学習課<br/>                     (略)</p> <p>(教育政策課)</p> <p>第4条 <u>教育政策課</u>は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。<br/>                     (1)～(17) (略)</p> <p>(特別支援教育課)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(教学指導課)</p> <p><u>第8条</u> 教学指導課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。<br/>                     (1) 教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項（特別支援教育課、<u>心の支援課</u>、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。）に関すること。<br/>                     (2)～(6) (略)<br/>                     (削る。)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条第2項</u>及び第33条第1項の規定により、長野県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）の組織について定めるものとする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。<br/> <u>教育総務課</u><br/>                     (略)<br/>                     教学指導課<br/> <br/>                     文化財・生涯学習課<br/>                     (略)</p> <p>(教育総務課)</p> <p>第4条 <u>教育総務課</u>は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。<br/>                     (1)～(17) (略)</p> <p>(特別支援教育課)</p> <p><u>第6条の2</u> (略)</p> <p>(教学指導課)</p> <p><u>第7条</u> 教学指導課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。<br/>                     (1) 教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項（特別支援教育課、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。）に関すること。<br/>                     (2)～(6) (略)<br/> <u>2 教学指導課に、心の支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。</u><br/> <u>(1) 人権教育に関すること。</u><br/> <u>(2) 子どもの権利保護に関すること。</u></p> |

| 改正案  | 現行       |   |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
|--|----------|---|----|---|----|------------------|--|-----|-----|--|------|---------------------------------|---|----|----|----|------|----------|----------------------|--|-----|-----|--|------|---|
| <p>(心の支援課)</p> <p>第9条 心の支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 人権教育及び道徳教育に関すること。</p> <p>(2) 幼児教育に関すること。</p> <p>(3) 学校生活に関する相談及び支援に関すること。</p> <p>(4) 生徒指導に関すること。</p> <p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(保健厚生課)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>第12条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) スポーツ(社会体育を含む。第17条第4項第3号において同じ。)に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(別表第7) (第39条関係)</p> <p style="text-align: center;">事務局に置く職及び職務</p> <table border="1" data-bbox="183 1165 1066 1439"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課</td> <td>課長</td> <td>課務の掌理及び所属職員の指揮監督</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長補佐</td> <td>課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の整理</td> </tr> </tbody> </table> | 左欄       | 中欄  | 右欄 | 課 | 課長 | 課務の掌理及び所属職員の指揮監督 |  | (略) | (略) |  | 課長補佐 | 課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の整理 | <p>(3) 生徒指導に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 削除</p> <p>(保健厚生課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>第11条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) スポーツ(社会体育を含む。第17条第5項第3号において同じ。)に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第12条 削除</p> <p>(別表第7) (第39条関係)</p> <p style="text-align: center;">事務局に置く職及び職務</p> <table border="1" data-bbox="1169 1165 2051 1439"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課又は室</td> <td>課長<br/>室長</td> <td>課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長補佐</td> <td>課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の整理</td> </tr> </tbody> </table> | 左欄 | 中欄 | 右欄 | 課又は室 | 課長<br>室長 | 課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督 |  | (略) | (略) |  | 課長補佐 | 課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の整理 |
| 左欄   | 中欄       | 右欄  |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
| 課  | 課長       | 課務の掌理及び所属職員の指揮監督                            |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
|  | (略)      | (略)   |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
|  | 課長補佐     | 課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の整理             |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
| 左欄   | 中欄       | 右欄  |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
| 課又は室   | 課長<br>室長 | 課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督                        |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
|  | (略)      | (略)   |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |
|  | 課長補佐     | 課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の整理 |    |   |    |                  |  |     |     |  |      |                                 |   |    |    |    |      |          |                      |  |     |     |  |      |   |

| 改正案          |      |                         | 現行           |      |                         |
|--------------|------|-------------------------|--------------|------|-------------------------|
|              | (略)  | (略)                     |              | (略)  | (略)                     |
|              | 担当係長 | 課長が指定する特定の事務の分掌         |              | 担当係長 | 課長又は室長が指定する特定の事務の分掌     |
|              | (略)  | (略)                     |              | (略)  | (略)                     |
|              | 指導主事 | 法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務 |              | 指導主事 | 法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務 |
|              | (略)  | (略)                     |              | (略)  | (略)                     |
| 教育政策課        | (略)  | (略)                     | 教育総務課        | (略)  | (略)                     |
| 教育事務所        | (略)  | (略)                     | 教育事務所        | (略)  | (略)                     |
|              | 指導主事 | 法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務 |              | 指導主事 | 法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務 |
|              | (略)  | (略)                     |              | (略)  | (略)                     |
| 南信教育事務所飯田事務所 | (略)  | (略)                     | 南信教育事務所飯田事務所 | (略)  | (略)                     |
|              | 指導主事 | 法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務 |              | 指導主事 | 法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務 |
|              | (略)  | (略)                     |              | (略)  | (略)                     |

## 教育関係事務の定例報告に関する規則新旧対照表（附則関係）

| 改 正 案  |         |                  |       | 現 行  |         |                  |       |
|--|---------|------------------|-------|--|---------|------------------|-------|
| (報告事項)<br>第2条 教育関係事務の定例報告の種類、提出期限等は、次表のとおりとする。 |         |                  |       | (報告事項)<br>第2条 教育関係事務の定例報告の種類、提出期限等は、次表のとおりとする。 |         |                  |       |
| 報告の種類  | 報告の提出期限 | 報告責任者            | 担当課   | 報告の種類  | 報告の提出期限 | 報告責任者            | 担当課   |
| 1 学校納入金等調査                                     | 毎年9月20日 | 市町村（組合）<br>教育委員会 | 教育政策課 | 1 学校納入金等調査                                     | 毎年9月20日 | 市町村（組合）<br>教育委員会 | 教育総務課 |
| 2～4 (略)  | (略)     | (略)              | (略)   | 2～4 (略)  | (略)     | (略)              | (略)   |
| 2・3 (略)  |         |                  |       | 2・3 (略)  |         |                  |       |